

全ト協発第418号(環)

平成30年11月5日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本克己



バス運転者の意識消失による事故の発生を踏まえた 健康管理の再徹底について

平素は当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、国土交通省自動車局安全政策課長より、別添のとおり通達が発出されました。

これまでも、国土交通省より「健康起因事故の防止に向けた健康管理の実施について」（平成30年6月8日付け、国自安第35号）により、健康起因事故防止のための取組を徹底するよう要請があったところですが、今般、10月28日の神奈川県横浜市の国道におけるバスの運転者が意識を失った事による事故、及び、11月1日の千葉県成田市の県道におけるバスの運転者が心筋梗塞のため意識を失った事による事故が発生したことを受け、改めてマニュアル等による運転者に対する健康管理を、運転者毎の状況に応じて適切に行うよう再要請がありました。

つきましては、貴協会におかれましても本通達の趣旨をご理解の上、全ト協作成の「トラック運送事業者のための健康起因事故防止マニュアル」及び「トラック運送業界の過労死等防止計画」等により、運転者の健康管理を徹底し、健康起因事故防止に万全を期するよう、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

公益社団法人全日本トラック協会長 殿

国土交通省

自動車局安全政策課長



バス運転者の意識消失による事故の発生を踏まえた健康管理の再徹底について

10月28日、神奈川県横浜市の国道を走行中のバスの運転者が意識を失ったことにより高架橋の立柱及び乗用車に衝突し、乗客が死傷する事故が発生しました。また、11月1日にも、千葉県成田市の県道を走行中のバスの運転者が心筋梗塞のため意識を失ったことにより信号機などに衝突する事故が発生し、運転者が死亡しました。

これらの事故の原因については調査中ですが、事業用自動車の運転者の意識消失による事故については、本年6月にも同種の事故が発生したことを踏まえ、「健康起因事故の防止に向けた健康管理の実施について」（平成30年6月8日付、国自安第35号）により、健康起因事故防止のための取組を徹底するようお願いしたところです。

今般、このような事故により乗客及び運転者が死傷するという事態が生じたことを踏まえ、各団体におかれましては、この機会に改めて傘下会員に対し、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」（平成22年策定、平成26年改訂）等による運転者に対する健康管理を、運転者毎の状況に応じて適切に行っていただけるよう周知徹底をお願いします。